

中野駅南口地区地区計画の変更（案）について

説明会

- 1.地区計画変更（案）の概要
- 2.地区計画変更（案）について
- 3.今後の予定等について

令和4年12月

中野区 まちづくり推進部

中野駅周辺まちづくり課



1.地区計画変更（案）の概要

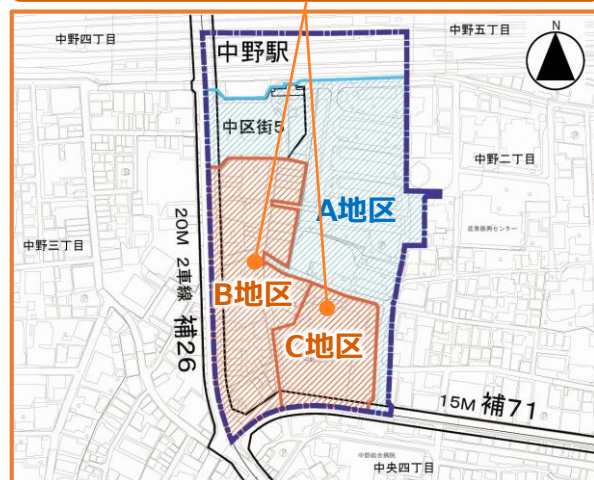
地区計画（地区整備計画）の変更について

中野駅南口地区地区計画におけるB地区及びC地区について、駅前立地を活かした土地の有効利用を進め、商業地域にふさわしい駅から連続したにぎわいを創出するため、建物を建替える際のまちづくりのルールとなる「地区整備計画」を定めます。

現在定めている地区整備計画区域



新たに地区整備計画を定める区域



地区計画の構成と決定状況

	A地区	B地区	C地区
①目標	決定済	決定済	決定済
②方針	決定済	決定済	決定済
③地区整備計画	決定済	今回新規決定	今回新規決定

今回は、平成27年3月に都市計画決定された「中野駅南口地区地区計画」のうち、新たにB地区及びC地区（ファミリーロード沿道部分）の地区整備計画を定めます。

地区整備計画について

地区整備計画の位置、面積、地区の区分

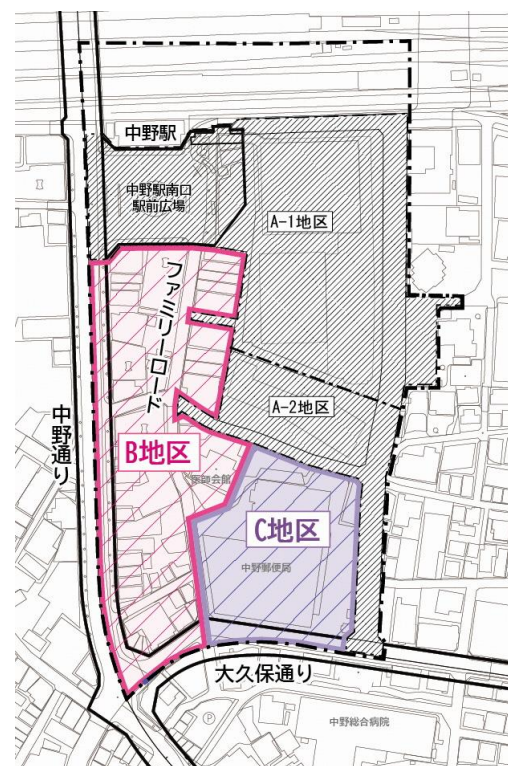
位置 中野区中野二丁目、中野三丁目、
中野五丁目及び中央四丁目各地内

面積 約 4.5 ha

地区の区分

A-1地区	約 1.8 ha
A-2地区	約 0.6 ha
B 地区	約 1.4 ha
C 地区	約 0.7 ha

地区整備計画の区域



位置:
中野区中野二丁目、
中野三丁目、
中野五丁目及び
中央四丁目各地内

凡例	
	中野駅南口地区計画区域 (約5.2ha)
	A-1地区 (約1.8ha)
	A-2地区 (約0.6ha)
	B地区 (約1.4ha)
	C地区 (約0.7ha)

地区整備計画 ■ 地区施設の配置及び規模

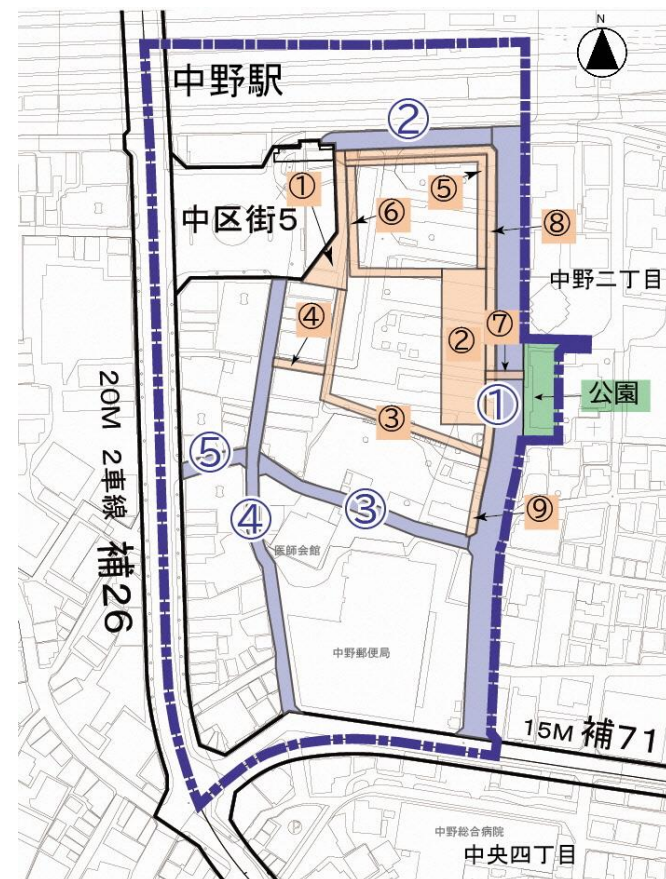
安全で快適な都市空間の形成と防災性の向上を図るため、地区施設の配置・規模を定める。

道路	名称	幅員	延長	備考
	① 主要区画道路	11.5m~13m	約 279m	新設・拡幅
	② 区画道路1号	8m	約 73m	一部変更
	③ 区画道路2号	6m	約 102m	拡幅
	④ 区画道路3号	5.22~6.36m	約 197m	既存
	⑤ 区画道路4号	6m	約 29m	拡幅

公園	名称	面積	備考
	公園	約 680m ²	新設

その他の公共空地	名称	面積	備考
	① 広場1号	約 500m ²	新設
② 広場2号	約 1,100m ²	新設(デッキレベル 階段・昇降施設を含む)	

その他の公共空地	名称	幅員	延長	備考
	③ 歩行者通路1号	4m	約 123m	新設(植栽を含む)
	④ 歩行者通路2号	4m	約 24m	新設(植栽を含む)
	⑤ 歩行者通路3号	4m	約 109m	新設(デッキレベル 都市施設のデッキと接続、植栽を含む)
	⑥ 歩行者通路4号	4m	約 79m	新設(デッキレベル 植栽を含む)
	⑦ 歩行者通路5号	4m	約 13m	新設(デッキレベル・ブリッジ)
	⑧ 歩道状空地1号	4m	約 204m	新設(植栽を含む)
	⑨ 歩道状空地2号	4m	約 35m	新設(植栽を含む)



※ 今回の変更に伴い追加する地区施設

地区整備計画について

具体的な建替えルールの解説

今回、B地区及びC地区において地区整備計画を定める①～⑦の具体的な建替えルールについて、ご説明します。

	B地区	C地区
①建築物の容積率の最高限度	●	—
②建築物の敷地面積の最低限度	●	—
③壁面の位置の制限	●	●
④壁面後退区域における工作物の設置の制限	●	●
⑤建築物等の高さの最高限度	●	—
⑥建築物等の用途の制限	●	—
⑦建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	●	●

地区整備計画について（B地区関連）

ルール①

建築物の容積率の最高限度

土地の合理的かつ健全な有効利用を誘導するため、

- 容積率の最高限度は 60/10（600％）とします。
- ただし、ファミリーロード（区画道路3号）沿道では、
〔壁面間距離（＝道路幅員＋0.82m×2）〕×0.6×100％とします。
※区画道路3号の幅員を壁面間距離とみなした時に、区画道路3号が最大幅員の前面道路となる敷地の場合。
- この他に、建築基準法の特定道路・総合設計の規定に基づき、容積率の緩和が可能となる場合があります。

「前面道路幅員による容積率」の制限緩和について

例) 道路幅員が6.36mの場合（容積率の制限緩和）
 $(6.36\text{m} + 0.82\text{m} \times 2) \times 0.6 \times 100\% = \underline{480\%}$
 ・建物の壁面後退（道路幅員6.36+1.64m）により8mの壁面間距離が確保され、その壁面間距離に応じた容積率が適用される

参考) 道路幅員	現行制度	⇒	緩和後
5.22mの場合	約313%	⇒	<u>約411%</u>
6.0 mの場合	360%	⇒	<u>約458%</u>
6.36mの場合	約381%	⇒	<u>480%</u>

地区整備計画について（B地区関連）

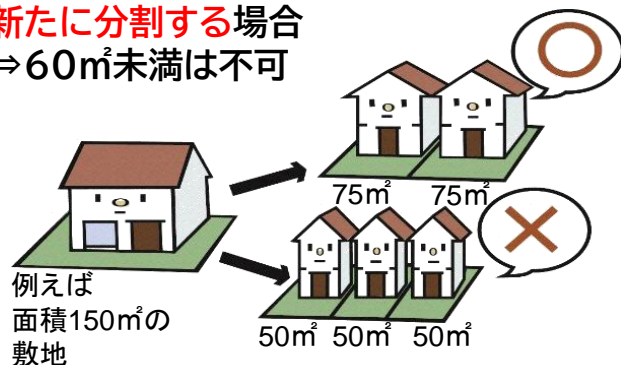
ルール②

建築物の敷地面積の最低限度

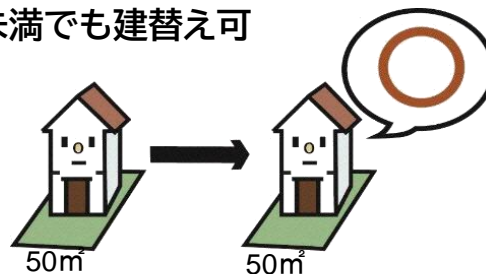
敷地の細分化を防止し、良好な市街地環境を保全するため、

- 敷地面積の最低限度を60㎡とします。
- ただし、建築物の敷地として現に使用している土地等、または、その他区長が公益上やむを得ないと認めた土地は除きます。
- 現在 60㎡ 未満の敷地は、新たに分割しない限り建替えは可能です。

新たに分割する場合
⇒60㎡未満は不可



現敷地をそのまま使用する場合
⇒60㎡未満でも建替え可



地区整備計画について（B地区・C地区関連）

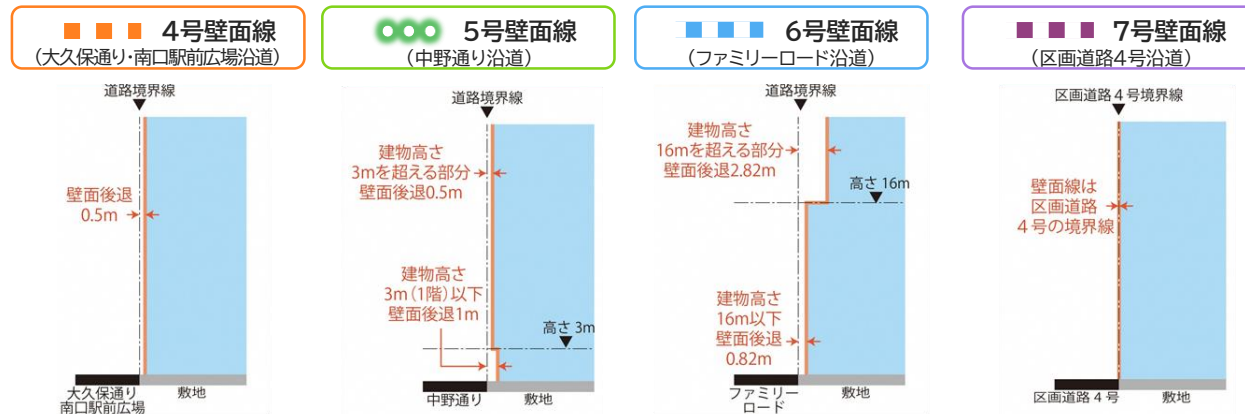
ルール③

壁面の位置の制限

安全で快適な歩行者空間を創出するため、

- 下図に示す壁面の位置を超えて建築することはできないようにします。

各通りの壁面の位置の制限の図解



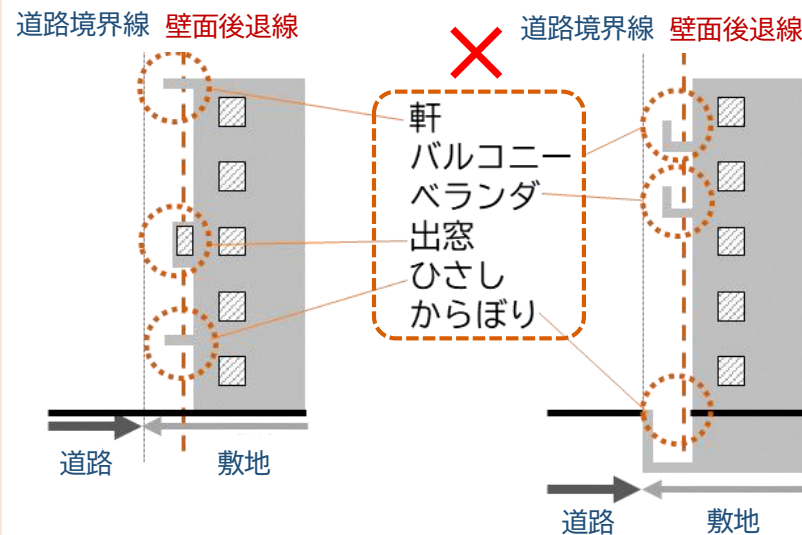
地区整備計画について（B地区・C地区関連）

ルール③

壁面の位置の制限

統一感のある良好な街並み形成を誘導するため、

- 建築物の壁面又はこれに代わる柱のほか、ひさし（アーケードと機能を一体とし、歩行者の利便性に資するものを除く）、軒、出窓、バルコニー、ベランダ、からぼり等の建築物の各部分は、建築物の壁面の位置を超えないようにします。（ただし、敷地の形態上又は土地の利用上、やむを得ないと認められたものについてはこの限りではない。）※（ ）内は、B地区に適用。



※建築物の壁面の位置はP12を参照。

地区整備計画について（B地区・C地区関連）

ルール④

壁面後退区域における工作物の設置の制限

安全で快適な歩行者空間を確保するため、

- 壁面後退した敷地部分には、門、へい、広告物、看板、自動販売機など通行の妨げになる工作物を設置してはならないようにします。
- ただし、道路面から高さが2.5mを超える部分に設置する看板、または公益上必要なものは除きます。

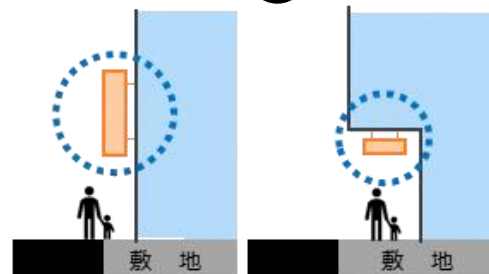
通行の妨げになるもの

×



一定の範囲内の看板や
公益上必要なもの

○



高さ2.5m以上の位置の看板

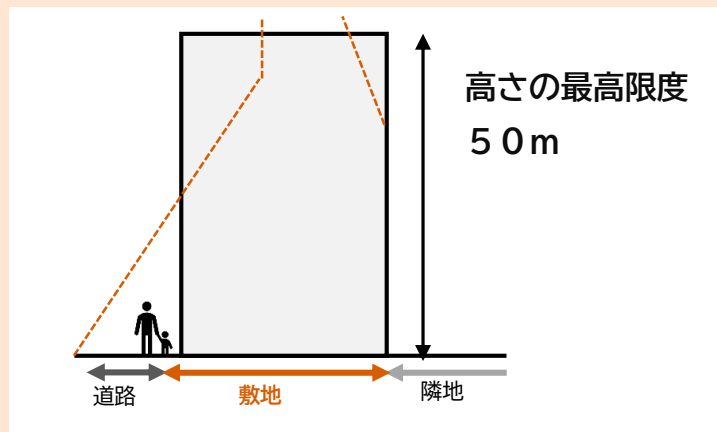
地区整備計画について（B地区関連）

ルール⑤

建築物等の高さの最高限度

土地の合理的かつ健全な有効利用を誘導するため、

- 建築物等の高さの最高限度を50mとします。
- ただし、建築基準法第59条の2第1項（総合設計）の規定に基づき許可を受けた建築物は、その許可の範囲内において、上記限度を超えるものとすることができます。



※建物の最高高さの上限を定めたもので、建物の高さを50mにしなければならないものではありません。

地区整備計画について（B地区関連）

ルール⑥

建築物等の用途の制限

駅から連続したにぎわいの創出を図るため、

- 壁面の位置を定めた道路に面する建築物で1階部分（道路に面する部分に限る。）については、住宅等（共同住宅、寄宿舍又は下宿）の用に供する建築物を建築してはならないようにします。
- ただし、住宅等の用に供する玄関、階段、昇降機、管理室、ごみ置場、機械室、倉庫、駐車場、自転車駐車場その他区長が認めるものは除きます。



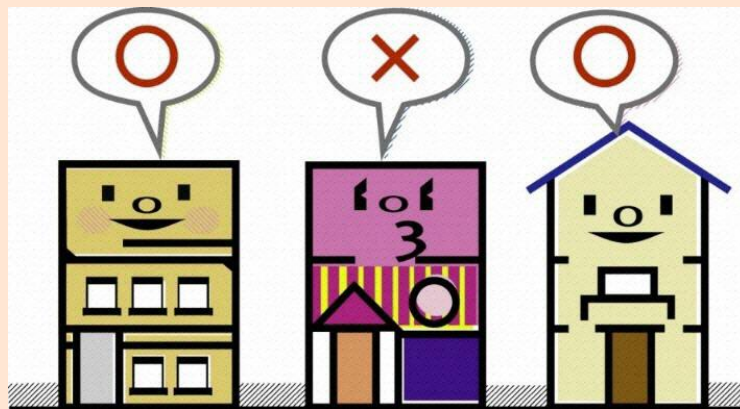
地区整備計画について（B地区・C地区関連）

ルール⑦

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

良好な街並みの形成を図るため、

- 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとします。
- 屋外広告物は、街並みと調和のとれたものとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて適切に配慮がなされ、良好な都市景観の形成に寄与するものとします。



B地区の街並み誘導型地区計画について

地区整備計画で定める事項

建築物等に関する事項

B地区

C地区

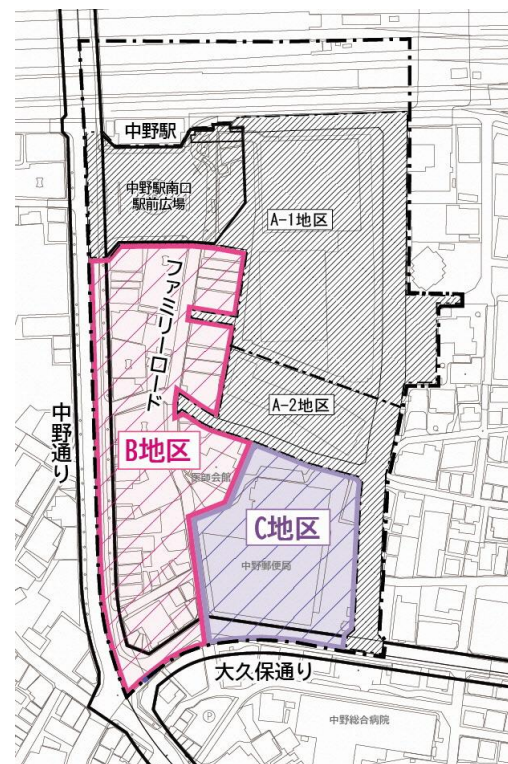
- | | | |
|------------------------|---|---|
| ① 建築物の容積率の最高限度 | ● | — |
| ② 建築物の敷地面積の最低限度 | ● | — |
| ③ 壁面の位置の制限 | ● | ● |
| ④ 壁面後退区域における工作物の設置の制限 | ● | ● |
| ⑤ 建築物等の高さの最高限度 | ● | — |
| ⑥ 建築物等の用途の制限 | ● | — |
| ⑦ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | ● | ● |

街並み誘導型地区計画について（□ B地区）

- 地区計画制度の一つで、建物の壁面の位置や建物の高さの制限など、上記の①～⑤を定め、さらに区の条例で②③⑤を定めることで、斜線制限や前面道路の幅員による容積率の制限の緩和が可能となります。

※緩和にあたっては、建築基準法の規定に基づく特定行政庁の認定が必要

地区整備計画の区域



位置：
中野区中野二丁目、
中野三丁目、
中野五丁目、及び
中央四丁目各地内

凡例	
□	中野駅南口地区計画区域（約5.2ha）
□	A-1地区（約1.8ha）
□	A-2地区（約0.6ha）
□	B地区（約1.4ha）
□	C地区（約0.7ha）

【解説】街並み誘導型地区整備計画の概要

新たな建物ルール

制限緩和

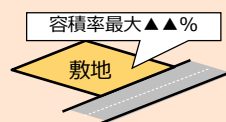
街並み誘導型地区計画では、5つの建物のルールを定める必要があります

新たな建物ルール

■上記の緩和を受けるためには、以下の5つのルールを定め、ルールに沿った建物を建てる必要があります。

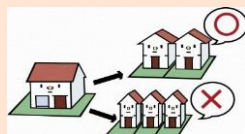
ルール①

容積率の最高限度



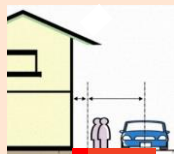
ルール②

敷地面積の最低限度



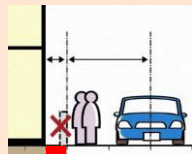
ルール③

壁面の位置の制限



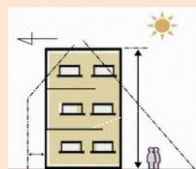
ルール④

工作物の設置の制限



ルール⑤

建築物等の高さの最高限度



街並み誘導型地区計画の導入により、
現行の制限が緩和されます

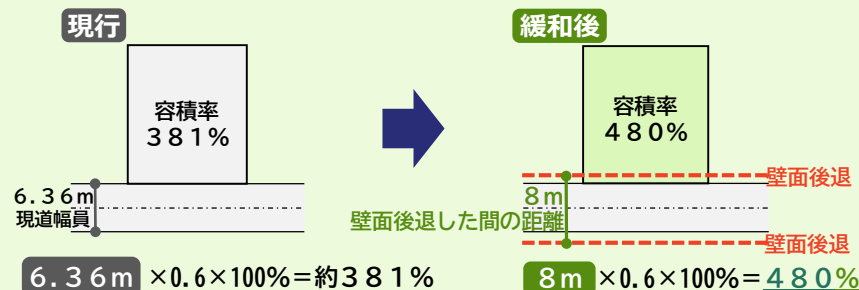
導入の効果

- 容積率の制限・斜線制限が緩和されます。
- 建替えの際の設計の自由度が上がり、土地利用のポテンシャルが現状より向上します。

制限緩和①

容積率の制限の緩和

例) ファミリーロード沿道敷地で前面道路の幅員が6.36mの場合

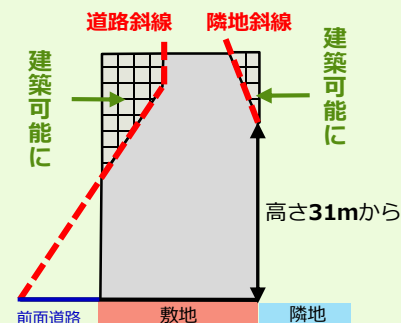


制限緩和②

道路斜線制限の緩和

制限緩和③

隣地斜線制限の緩和



「街並み誘導型地区計画」を導入すると...

→前ページより

【参考】街並み誘導型地区計画に係る認定基準について （中野区内における他地区の事例）

街並み誘導型地区計画による緩和を受けるには、建築計画が地区地区計画の内容に適合し、かつ、次に掲げるものを全て満たすこととする必要があります。

- 1 壁面の位置の制限がされた後退部分の地表面については、平坦にかつ周辺の状況にあわせて整備し、広く歩行者等に開放すること。
- 2 平成21年国土交通省告示第209号による、耐震性の基準を満たすこと。
- 3 火器使用室（こんろその他火を使用する設備等を設けた室）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること（電磁調理器具等を設けた場合は準不燃材料とする）。
- 4 業務用の排気口を設ける場合は、隣地境界線から1.0m以上の離幅をとり、臭気に対する配慮を行うこと。

B地区の街並み誘導型地区計画について

街並み誘導型地区計画による建替えルール

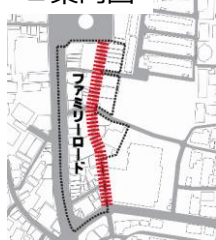
B地区の各道路沿道敷地における建替えルール

- ファミリーロード沿道敷地における建替えルール
- 中野通り沿道敷地における建替えルール
- 大久保通り・南口駅前広場沿道敷地における建替えルール

B地区の街並み誘導型地区計画について

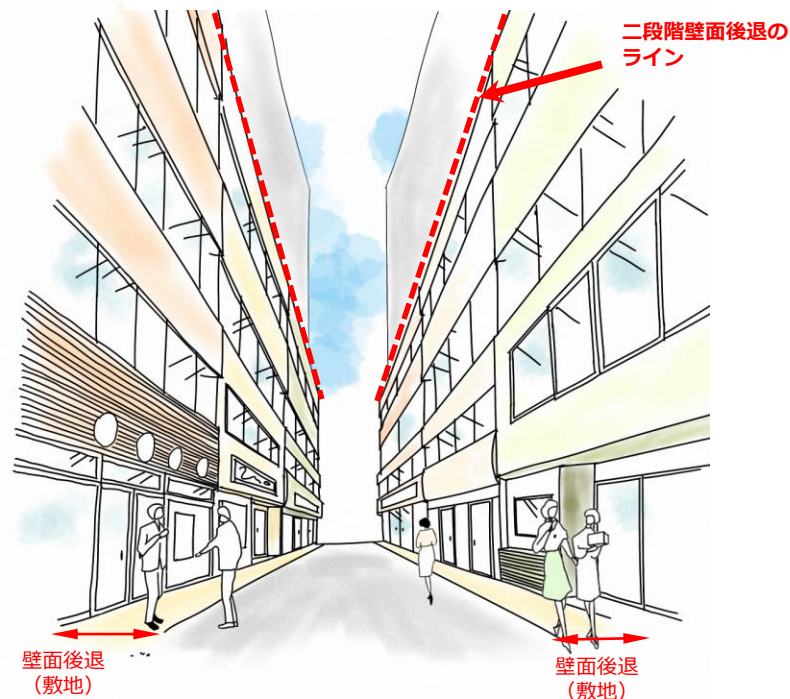
ファミリーロード沿道敷地における建替えルール（B地区）

■案内図



- ファミリーロード沿道の敷地では、道路幅員による容積率の制限により、指定容積率600%まで適用できない敷地があります。
- そこで、街並み誘導型地区計画を導入した地区整備計画（まちづくりルール）を定めることで、以下のメリットが期待できます。

■将来のまちなみのイメージ



街並み誘導型地区計画の導入によるメリット

歩行者空間が広がる

- 安全・安心な歩行・買い物空間が確保されます。

高い建物を建てやすくなる

- 現行のルールよりも斜線制限が緩和され、建替えの際の設計の自由度が上がり、効率的な土地利用を図ることができます。

統一感のある街並みが形成される

- 建物の低中層部と高層部で壁面や高さをルール化することで、建物の連続性や圧迫感を抑えることができ、統一感のある良好な街並みが形成されていきます。

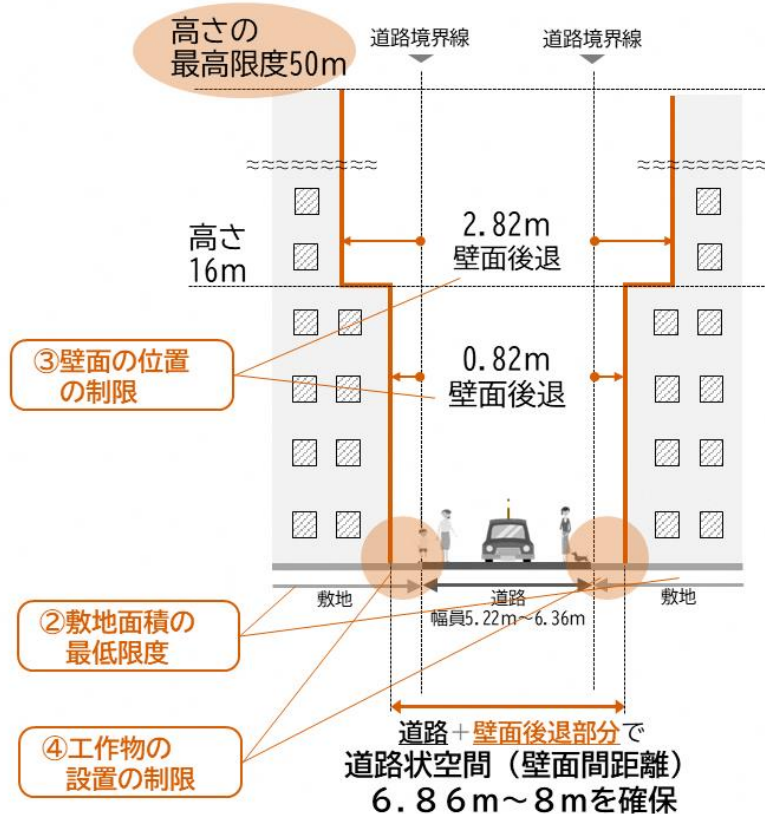
B地区の街並み誘導型地区計画について

ファミリーロード沿道敷地における建替えルール（B地区）

建替えルール

⑤建築物等の高さの制限

①建築物の容積率の最高限度



制限が緩和される内容

制限緩和①

容積率の制限の緩和

容積率の限度 = $[\text{前面道路の幅員}] \times 0.6^* \times 100\%$

※B地区（商業系用途地域）の場合：0.6

◆容積率の最高限度は 60/10（600%）とします。

◆ただし、ファミリーロードの幅員を壁面間距離とみなした時に、ファミリーロードが最大幅員の前面道路となる敷地の場合は、

$[\text{壁面間距離} (= \text{道路幅員} + 0.82\text{m} \times 2)] \times 0.6 \times 100\%$

で求めた数値を上限とします。

〈参考〉	道路幅員	現行	緩和後
	5.22mの場合	約313%	⇒ 約411%
	6.00mの場合	360%	⇒ 約458%
	6.36mの場合	約381%	⇒ 480%

◆この他に、建築基準法の特定道路・総合設計の規定に基づき、容積率の緩和が可能となる場合があります。

制限緩和②

道路斜線制限の緩和

制限緩和③

隣地斜線制限の緩和

B地区の街並み誘導型地区計画について

中野通り沿道敷地における建替えルール（B地区）



- 中野通り沿道の敷地では、前面道路が広幅員のため、指定容積率600%まで適用できますが、街並み誘導型地区計画を導入した地区整備計画（まちづくりルール）を定めることで、以下のメリットが期待できます。

街並み誘導型地区計画の導入によるメリット

歩行者空間が広がる

- 中野通りの歩道部と連続して建物の1階部分の歩行空間が広がることで、より快適な歩行・買い物空間が確保されます。

効率的な土地利用が図れる

- 現行のルールよりも斜線制限が緩和され、建替えの際の設計の自由度が上がり、効率的な土地利用を図ることができます。

■将来のまちなみのイメージ

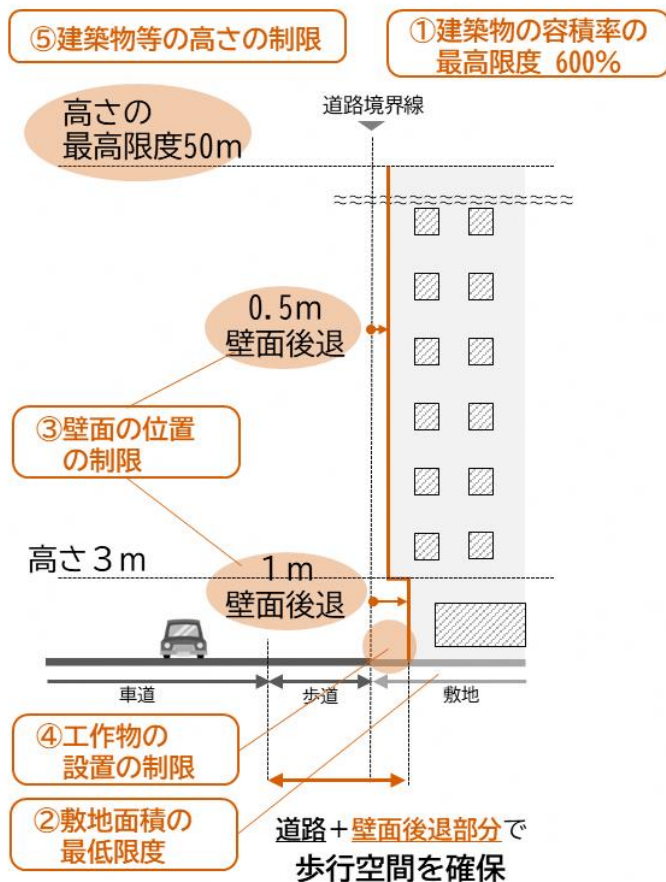


壁面後退（敷地）

B地区の街並み誘導型地区計画について

中野通り沿道敷地における建替えルール（B地区）

建替えルール



制限が緩和される内容

制限緩和②

道路斜線制限の緩和

制限緩和③

隣地斜線制限の緩和

◆現行：①高さ30m以上で道路斜線制限が影響する
②高さ31m以上で隣地斜線制限が影響する

◆緩和後：斜線制限が適用除外となり、高さ50mまで、真っすぐ建てられる

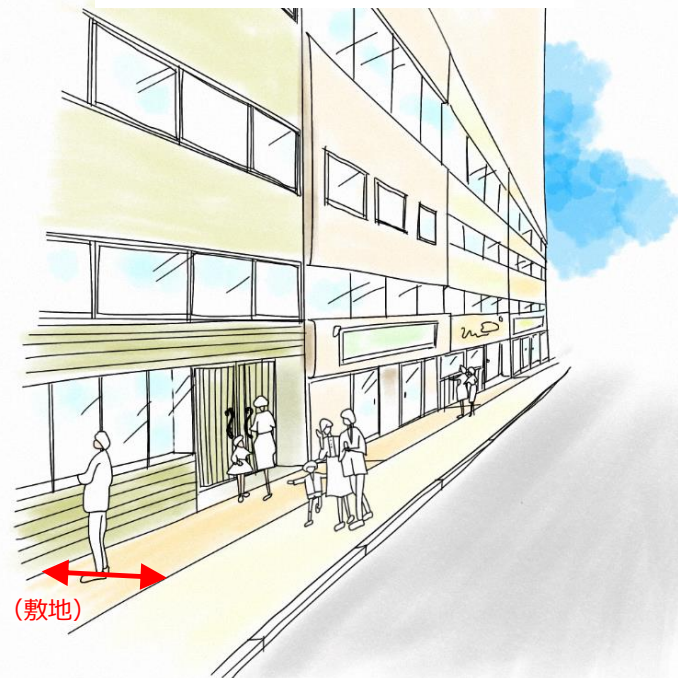
B地区の街並み誘導型地区計画について

大久保通り・南口駅前広場沿道敷地における建替えルール（B地区）



- 大久保通り・南口駅前広場沿道の敷地では、前面道路が広幅員のため、指定容積率600%まで適用できますが、街並み誘導型地区計画を導入した地区整備計画（まちづくりルール）を定めることで、以下のメリットが期待できます。

■ 将来のまちなみのイメージ



街並み誘導型地区計画の導入によるメリット

歩行者空間が広がる

- 大久保通り・南口駅前広場の歩道部と連続して建物の1階部分の歩行空間が広がることで、より快適な歩行・買い物空間が確保されます。

効率的な土地利用が図れる

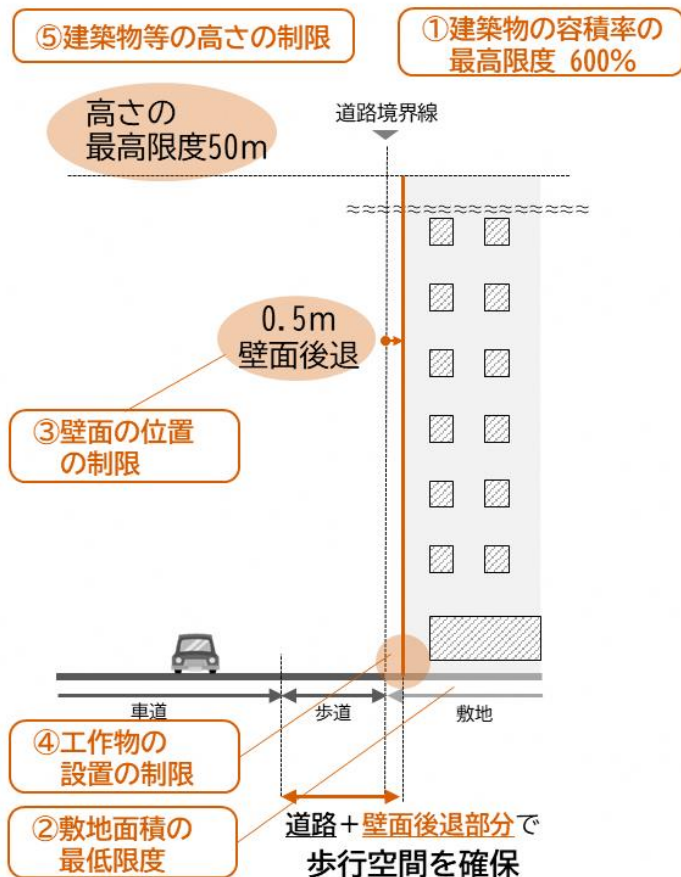
- 現行のルールよりも斜線制限が緩和され、建替えの際の設計の自由度が上がり、効率的な土地利用を図ることができます。

壁面後退（敷地）

B地区の街並み誘導型地区計画について

大久保通り・南口駅前広場沿道敷地における建替えルール（B地区）

建替えルール



制限が緩和される内容

制限緩和②

道路斜線制限の緩和

制限緩和③

隣地斜線制限の緩和

大久保通り沿道の敷地

- ◆ 現行：①高さ22.5m以上で道路斜線制限が影響する
②高さ 31 m以上で隣地斜線制限が影響する

- ◆ 緩和後：斜線制限が適用除外となり、高さ50mまで、真つすぐ建てられる

南口駅前広場沿道に面する敷地

- ◆ 現行：①高さ31m以上で隣地斜線制限が影響する

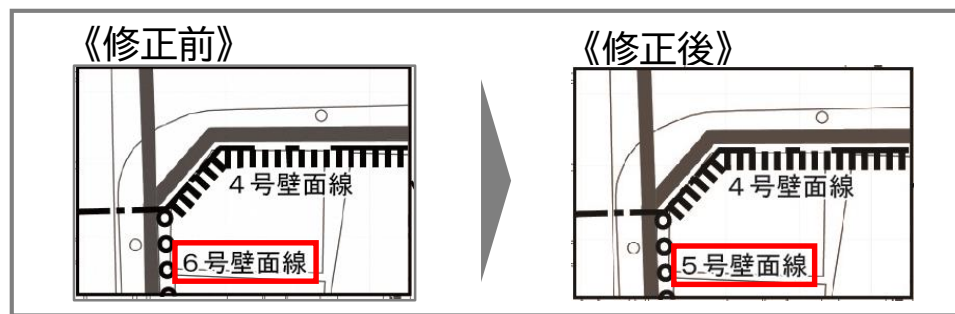
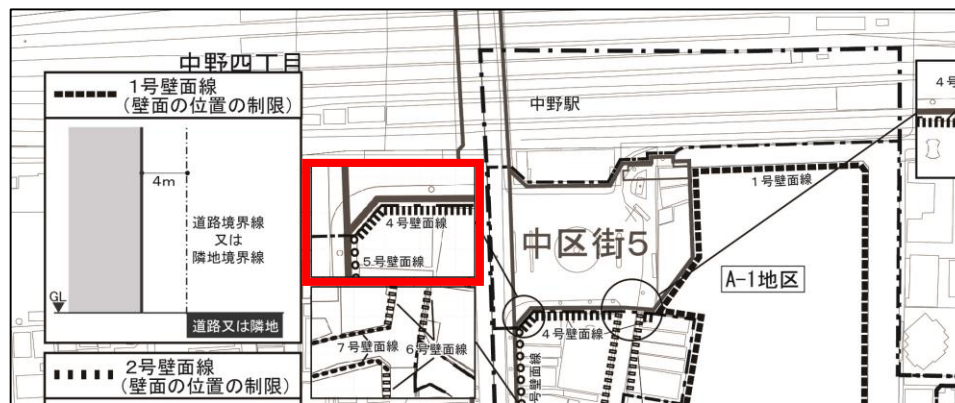
- ◆ 緩和後：斜線制限が適用除外となり、高さ50mまで、真つすぐ建てられる

2.地区計画変更（案）について

地区計画変更（原案）からの修正点・変更点について

■ 修正点

計画図6



■ 変更点

(変更前) 建ぺい率 → (変更後) 建蔽率

名称・位置・面積

地区計画の名称

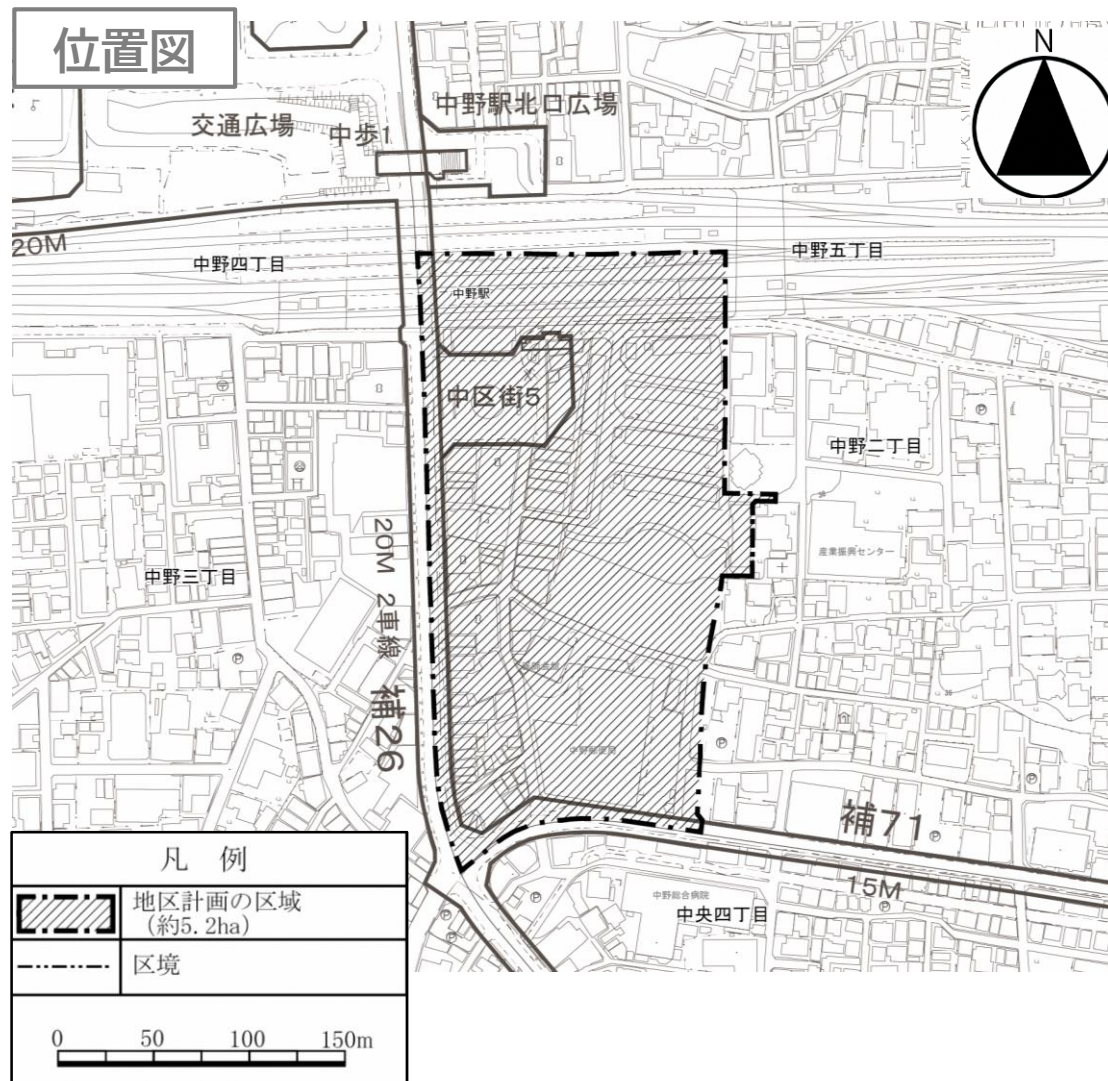
中野駅南口地区地区計画

位置

中野区
中野二丁目、
中野三丁目、
中野四丁目、
中野五丁目及び
中央四丁目各地内

面積

約5.2ha



地区計画の目標

本地区は、中野駅南口に位置し、商業・業務施設のほか、大規模な公社住宅の団地が立地している地区である。本地区を含む中野駅周辺地区は、中野区都市計画マスタープランにおいて「商業・業務地区」に位置づけられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備をすすめながら「広域中心拠点」として育成することとしている。

一方、駅直近には更新時期を迎えた公社住宅があり、駅前立地を活かした土地利用が十分に図られていない状況にある。また、駅前広場の歩行者空間の不足やバス・タクシーなどの交通の輻輳解消、高低差のある地形に対応したユニバーサルデザインに配慮した交通動線の改善など、公共施設整備が必要な地区である。



地区計画の目標



そこで、本地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を進め、公社住宅一帯の再開発により、商業・業務、都市型住宅など多様な都市機能が集積する南口のにぎわいの核を形成するとともに、南口駅前広場の拡張整備や東西南北の交通動線の整備を行い、安全で快適な交通結節点とし、人々の回遊とにぎわいが広がる複合市街地の形成を図る。

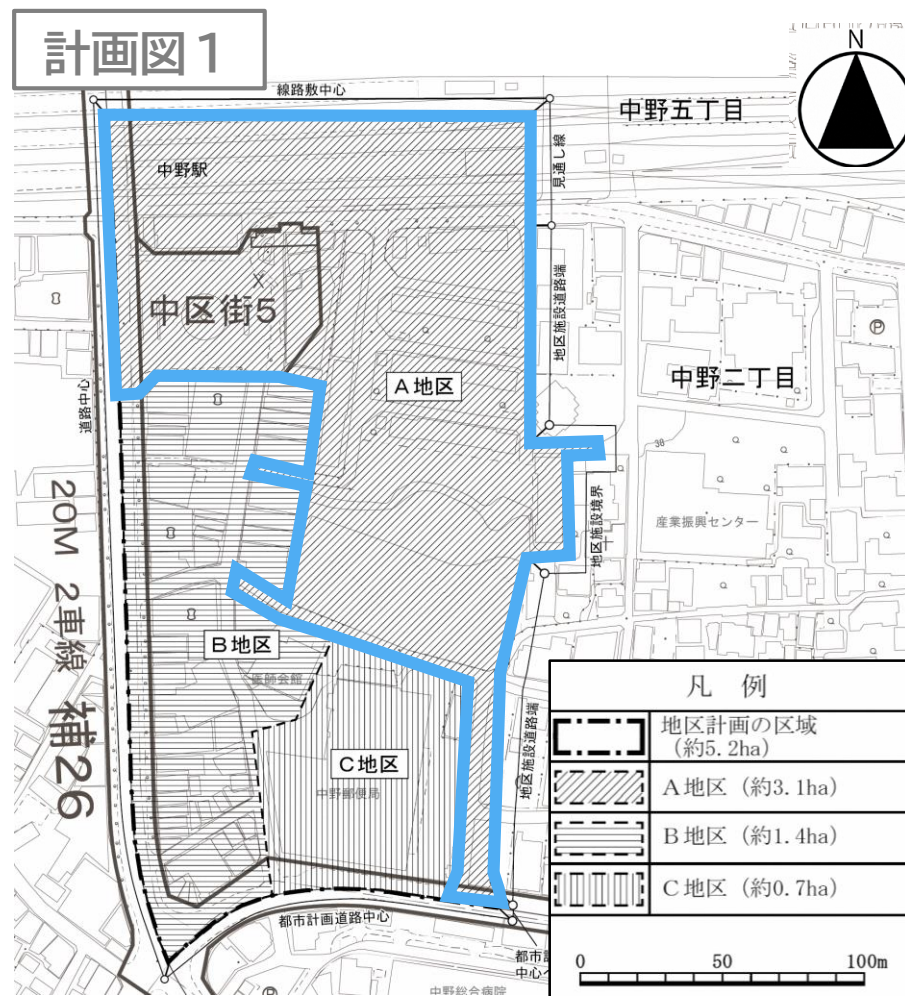
また、再開発の周辺地区においては、商業地域にふさわしい駅から連続したにぎわいを創出するため、駅前立地を活かした土地の有効利用を進め、建物の更新にあわせた商業・業務機能の誘導、安全で快適な歩行者空間やオープンスペースの創出、防災性の向上を図る。

区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ 土地利用の方針

中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、3つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。

A地区

- 土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行により駅前広場の拡張整備や広場空間を確保し、中野駅南口の玄関口として交通結節機能の強化を図るとともに、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用を誘導し、南口のにぎわいの核となる商業・業務・都市型住宅等の多様な都市機能が集積した複合的な土地利用を図る。
- 駅から周辺への回遊性を高めるユニバーサルデザインに配慮した東西南北の交通動線の整備や、人々の憩いや交流の場となる広場空間を確保し、安全性と利便性の向上を図るとともに、にぎわいの連続性を創出する。



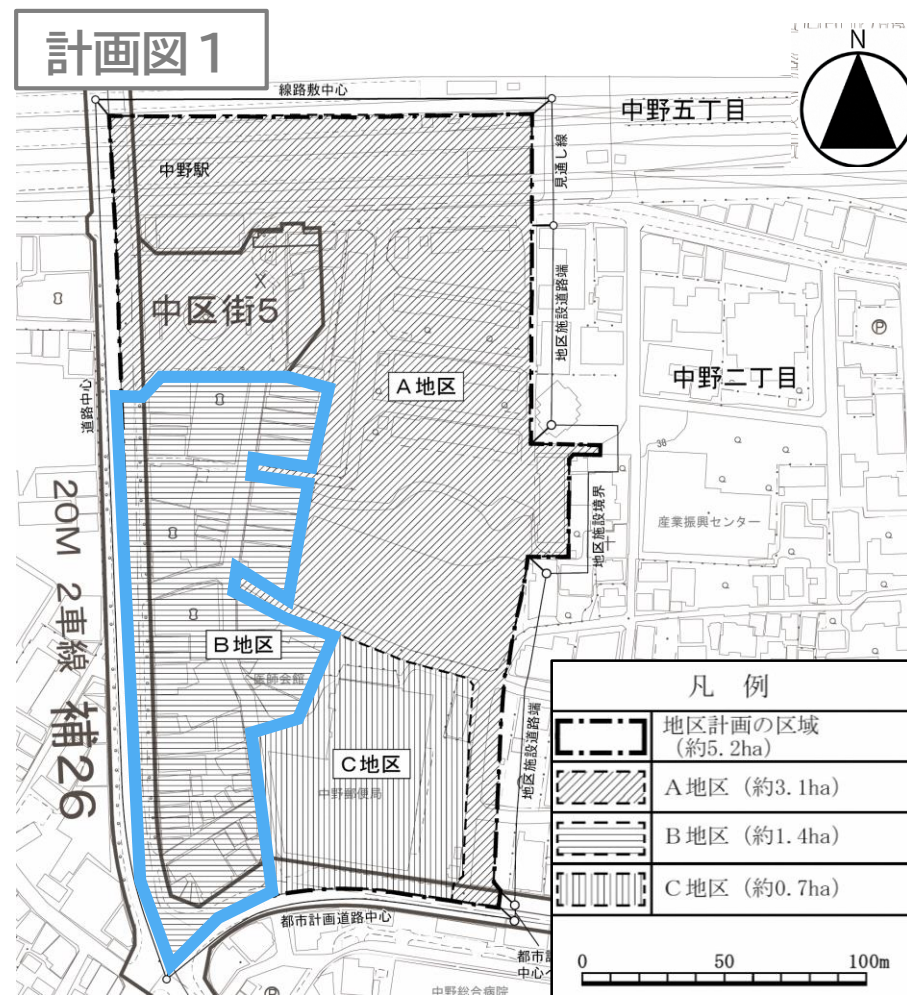
区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ 土地利用の方針

中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、3つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。

B地区

- 駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な有効利用を誘導するとともに、安全で快適な歩行者空間の創出、商業・業務機能の誘導、駅から連続したにぎわいのある魅力的な商店街の形成、統一感のある街並みの形成を図る。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

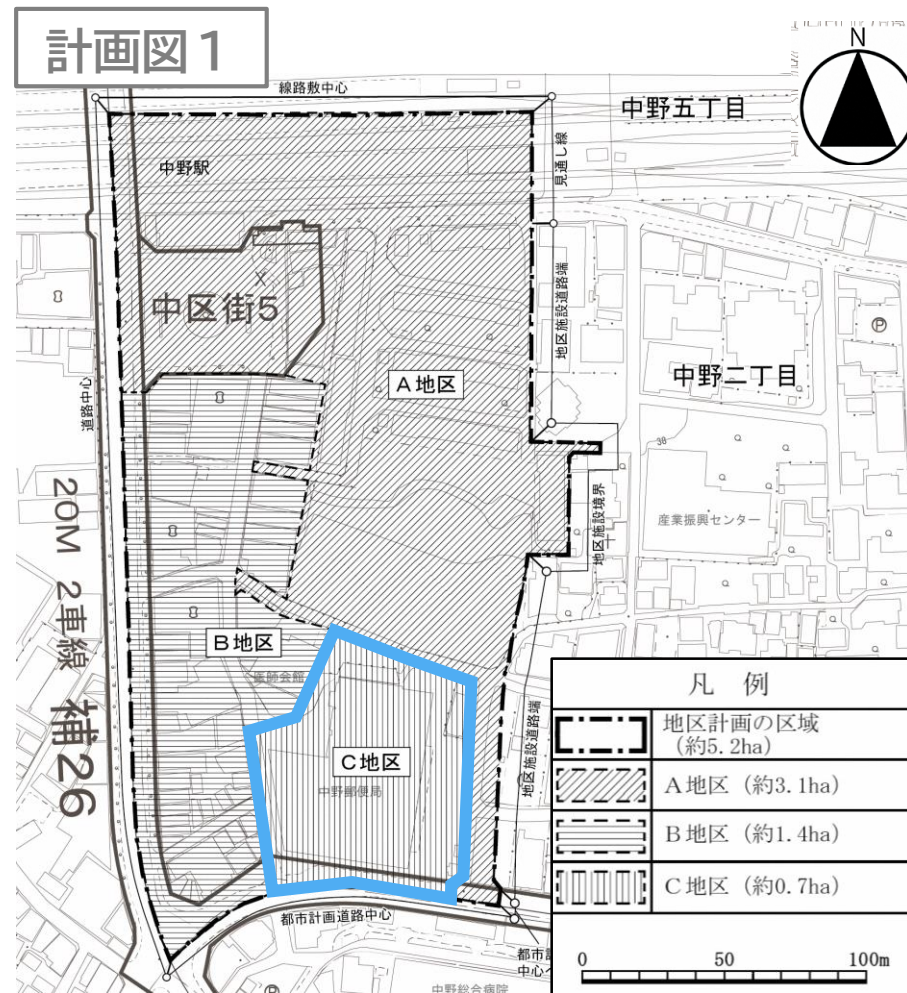


区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ 土地利用の方針

中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、3つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。

C地区

- 一体的な土地の合理的かつ健全な高度利用を誘導し、隣接地区との連携によるにぎわいと利便性の向上を図る。
- 歩行者空間やオープンスペースを創出し、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。



区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ 地区施設の整備の方針

安全、快適で利便性の高い都市空間の形成と防災性の向上を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。

1 道路

- 円滑な自動車・自転車交通の処理を図るとともに、道路内の空間分離による安全で快適な歩行者動線を確保するため、主要区画道路を整備する。また、緊急車両の通行や誰もが安心して歩行できる区画道路を整備する。
- 再開発の周辺地区においては、沿道の壁面後退と一体的に機能する安全で快適な歩行者空間を確保するため、区画道路を配置する。

2 公園

- 周辺と住宅地とをつなぐ良好な環境の形成、緑化の推進、潤いとゆとりのある歩行者ネットワークの連続性を図るため、公園を整備する。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ 地区施設の整備の方針

安全、快適で利便性の高い都市空間の形成と防災性の向上を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。

3 広場

- 駅前広場の拡張と合わせて安全で快適な歩行者空間を確保するため、広場を整備する。
- 潤いとゆとりのある都市空間の形成と防災性の向上を図るため、人々の憩いや交流の場となる空間を確保するとともに、災害時における緊急活動等の場として提供できる広場を整備する。

4 歩行者通路・歩道状空地

- 駅前広場、広場、地区東側住宅地を結び、駅周辺の回遊性や利便性を高めるため、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者通路を整備する。
- 安全で快適な歩行者空間を創出するため、主要区画道路及び区画道路と一体化した歩道状空地を整備する。

区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ 建築物等の整備の方針

魅力ある複合市街地にふさわしい土地利用の誘導と良好な駅前環境の形成を図るために、地区の状況に応じて、建築物等の整備の方針を次のように定める。

1. 複合市街地として健全な地域環境の形成を図るとともに、にぎわいの創出を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
2. A地区においては、適正かつ合理的な土地利用を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度を定めるとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
3. B地区においては、安全で快適な歩行者空間を確保し、統一感のある良好な街並み形成を誘導するため、計画図6で壁面の位置の制限が定められた敷地（7号壁面線を定めた道路のみに面する敷地を除く）について、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定め、道路斜線制限、隣地斜線制限及び前面道路幅員による容積率制限を緩和し、土地の合理的かつ健全な有効利用を図るとともに、駅から連続したにぎわいの創出と魅力的な商店街の形成を図る。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ 建築物等の整備の方針

魅力ある複合市街地にふさわしい土地利用の誘導と良好な駅前環境の形成を図るために、地区の状況に応じて、建築物等の整備の方針を次のように定める。

4. C地区においては、B地区と一体的に良好な街並みの形成を誘導するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
5. 複合市街地として調和のとれた良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 位置 ■ 面積

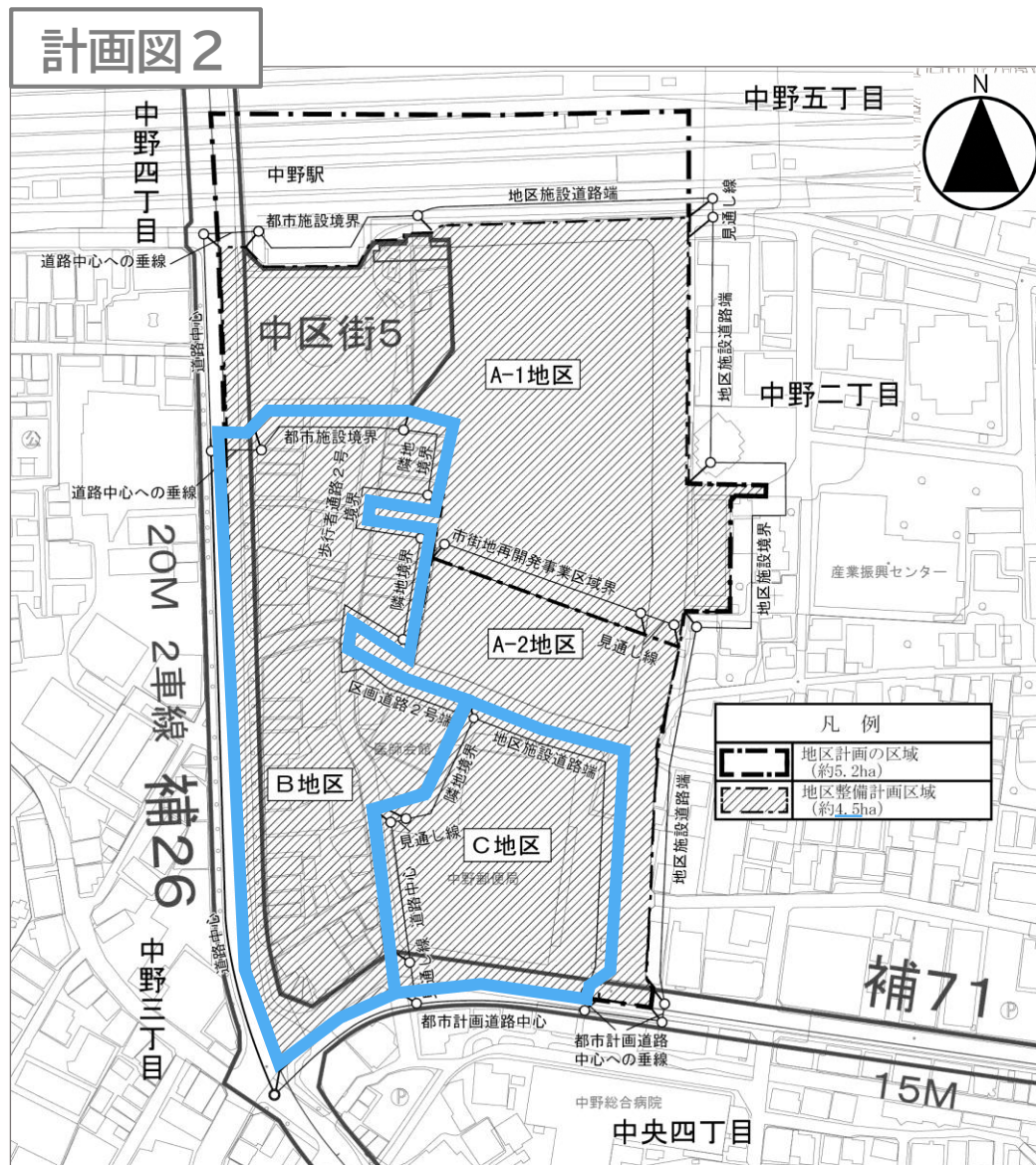
位置

中野区
 中野二丁目、
 中野三丁目、
 中野五丁目及び
 中央四丁目各地内

面積

約4.5ha

計画図2



※下線部及び青枠線の部分は、現行の地区計画からの変更箇所（地区整備計画を新たに追加する地区）を示しています。

地区整備計画 ■ 地区施設の配置及び規模

安全で快適な都市空間の形成と防災性の向上を図るため、地区施設の配置・規模を定める。

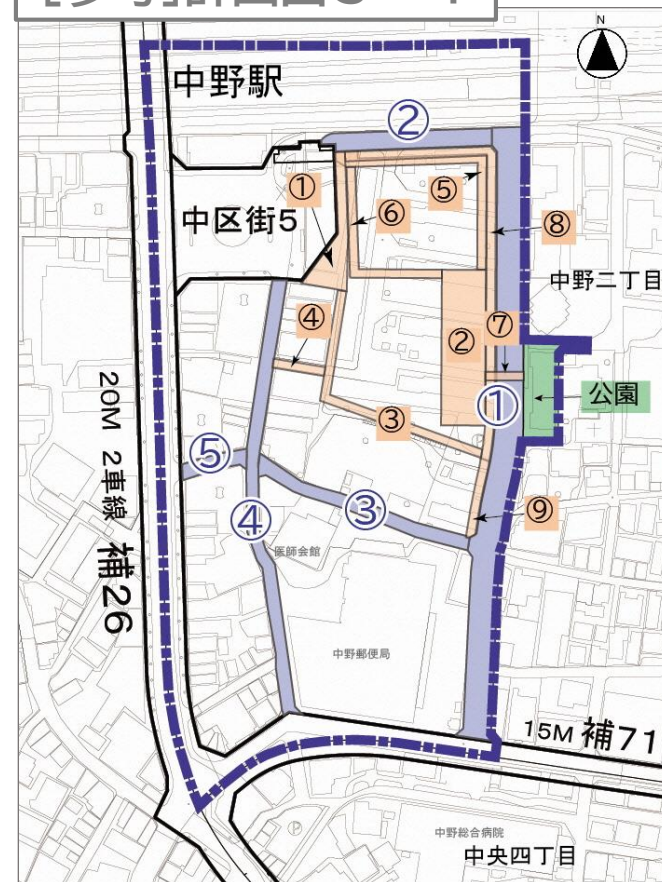
道路	名称	幅員	延長	備考
	① 主要区画道路	11.5m~13m	約 279m	新設・拡幅
	② 区画道路1号	8m	約 73m	一部変更
	③ 区画道路2号	6m	約 102m	拡幅
	④ 区画道路3号	5.22~6.36m	約 197m	既存
	⑤ 区画道路4号	6m	約 29m	拡幅

公園	名称	面積	備考
	公園	約 680m ²	新設

その他の公共空地	名称	面積	備考
	① 広場1号	約 500m ²	新設
② 広場2号	約 1,100m ²	新設(デッキレベル 階段・昇降施設を含む)	

その他の公共空地	名称	幅員	延長	備考
	③ 歩行者通路1号	4m	約 123m	新設(植栽を含む)
	④ 歩行者通路2号	4m	約 24m	新設(植栽を含む)
	⑤ 歩行者通路3号	4m	約 109m	新設(デッキレベル 都市施設のデッキと接続、植栽を含む)
	⑥ 歩行者通路4号	4m	約 79m	新設(デッキレベル 植栽を含む)
	⑦ 歩行者通路5号	4m	約 13m	新設(デッキレベル・ブリッジ)
	⑧ 歩道状空地1号	4m	約 204m	新設(植栽を含む)
	⑨ 歩道状空地2号	4m	約 35m	新設(植栽を含む)

[参考]計画図3・4



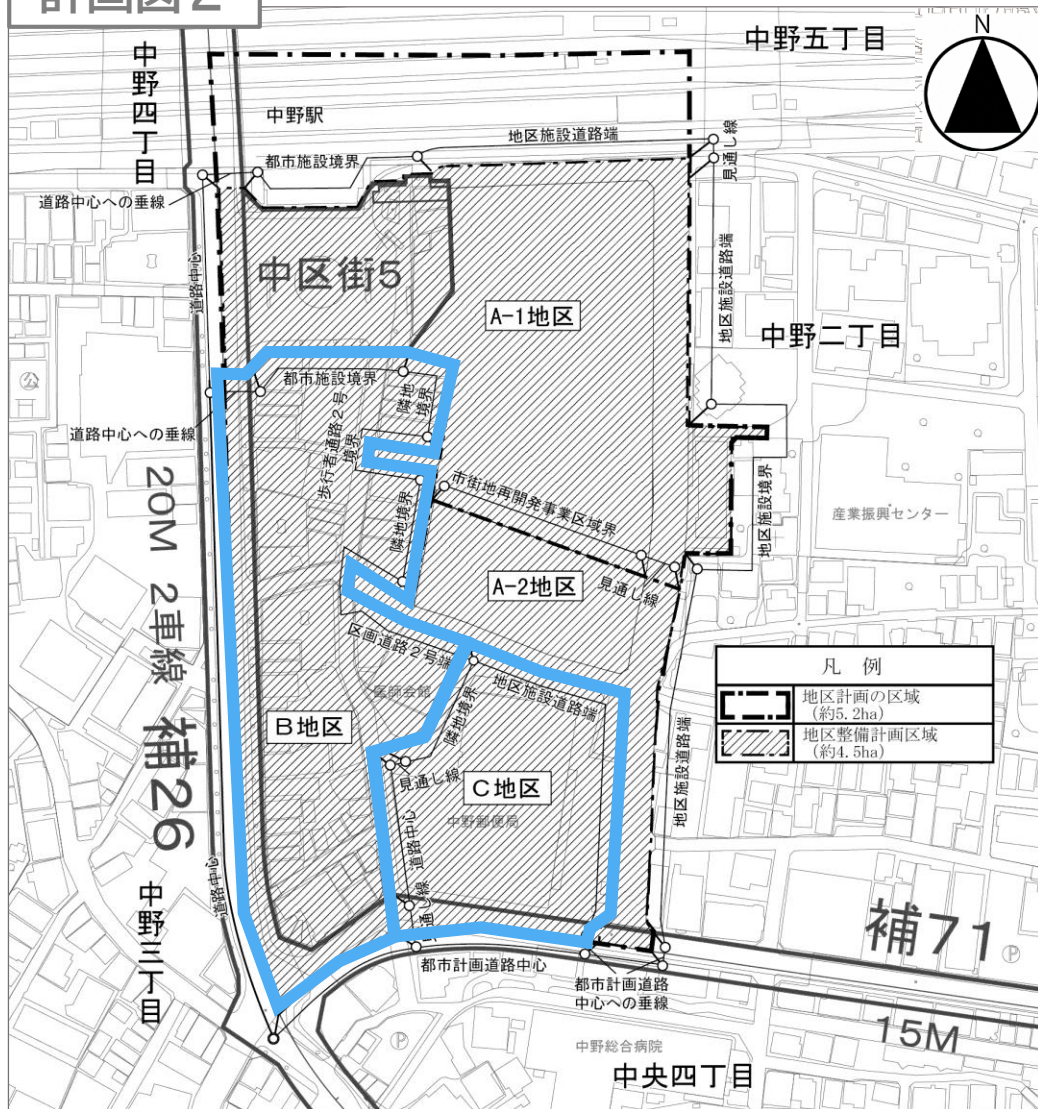
※ 今回の変更に伴い追加する地区施設

※ 下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項 ■ 地区の区分

計画図2

名称	面積
A-1地区	約1.8ha
A-2地区	約0.6ha
B地区	約1.4ha
C地区	約0.7ha



※下線部及び青枠線の部分は、現行の地区計画からの変更箇所（地区整備計画を新たに追加する地区）を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

2. 1階及び2階には、主たる用途として店舗、飲食店、事務所、診療所、保育所その他これらに類する施設を導入するものとする。

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

次に掲げる建築物を建築してはならない。

1. 計画図6に示す壁面の位置を定めた道路に面する建築物の1階部分（道路等に面する部分に限る。）を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿（以下、「住宅等」という。）の用に供するもの。ただし、住宅等の用に供する玄関、階段、昇降機、管理室、ごみ置場、機械室、倉庫、駐車場、自転車駐車場その他区長が認めるものは除く。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

建築物の容積率の最高限度

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

土地区画整理事業の施行区域内の敷地について、仮換地指定以前は20/10とする。

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

容積率の最高限度は60/10とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には各号で定める値とする。

1. 区画道路3号の幅員を壁面間距離（区画道路3号の幅員に1.64メートル（計画図6に示す6号壁面線の道路高さにおける後退距離0.82メートルの2倍の数値）を加えたものをいう。以下同じ）とみなした時に、区画道路3号が最大幅員の前面道路となる敷地においては、壁面間距離のメートルの数値に0.6を乗じた数値を上限とする。この場合において、当該敷地が建築基準法第52条第9項（特定道路）に該当する場合は、次の式によって計算した数値を壁面間距離に加えることができるものとする。 $(12-Wr)(70-L)/70$ （この式において、Wr及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。Wr 前面道路の幅員（ただし区画道路3号については壁面間距離とする）（単位 メートル） L 建築基準法第52条第9項の特定道路からその建築物の敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長（単位 メートル））
2. 建築基準法第59条の2第1項（総合設計）の規定に基づき許可を受けた建築物については、その許可の範囲内において、上記限度を超えるものとすることができる。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

建築物の建蔽率の最高限度

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

土地区画整理事業の施行区域内の敷地について、仮換地指定以前は6/10とする。

建築物の敷地面積の最低限度

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

1000m²

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

60m²

ただし、次の各号の一に該当する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りではない。

1. 建築物の敷地として現に使用されている土地
2. 所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地
3. その他区長が公益上やむを得ないと認めた土地

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

壁面の位置の制限

A-1地区

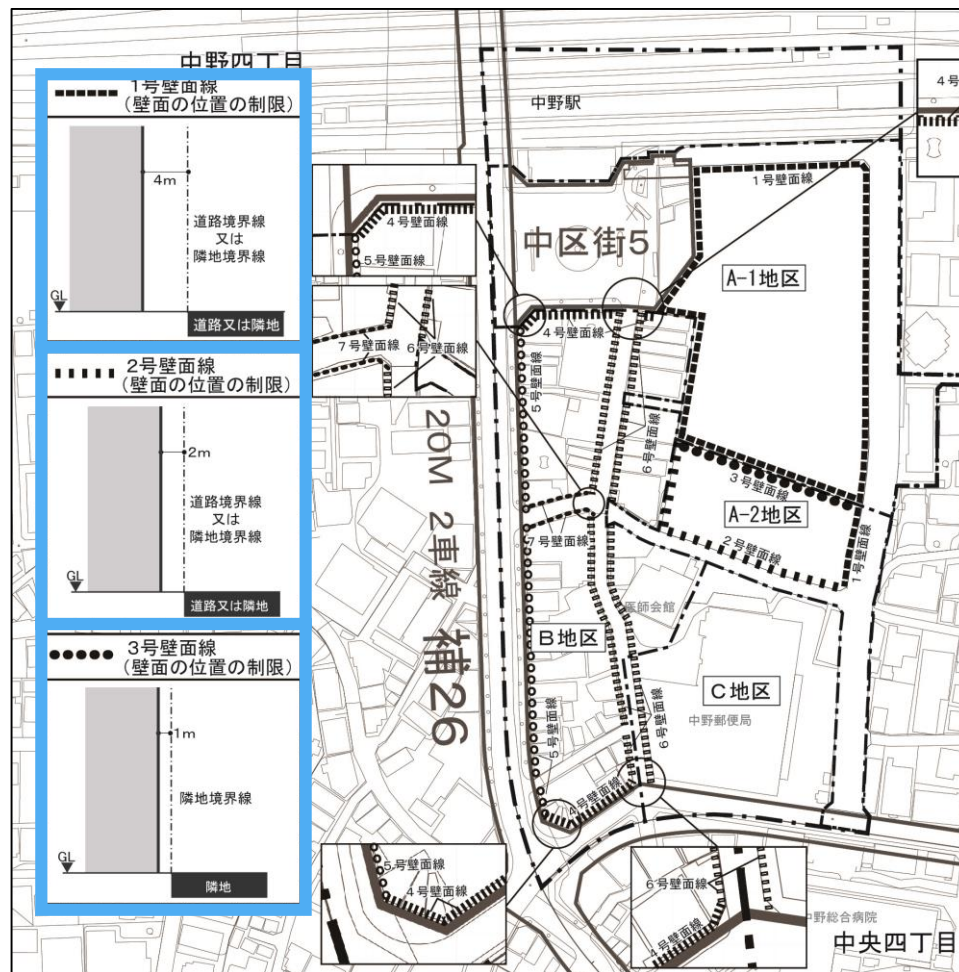
A-2地区

B地区

C地区

計画図6

建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図6に示す壁面の位置を超えて建築することは出来ない。ただし、歩行者デッキ、歩行者デッキを支えるための柱、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要な庇を除く。



※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

壁面の位置の制限

A-1地区

A-2地区

B地区

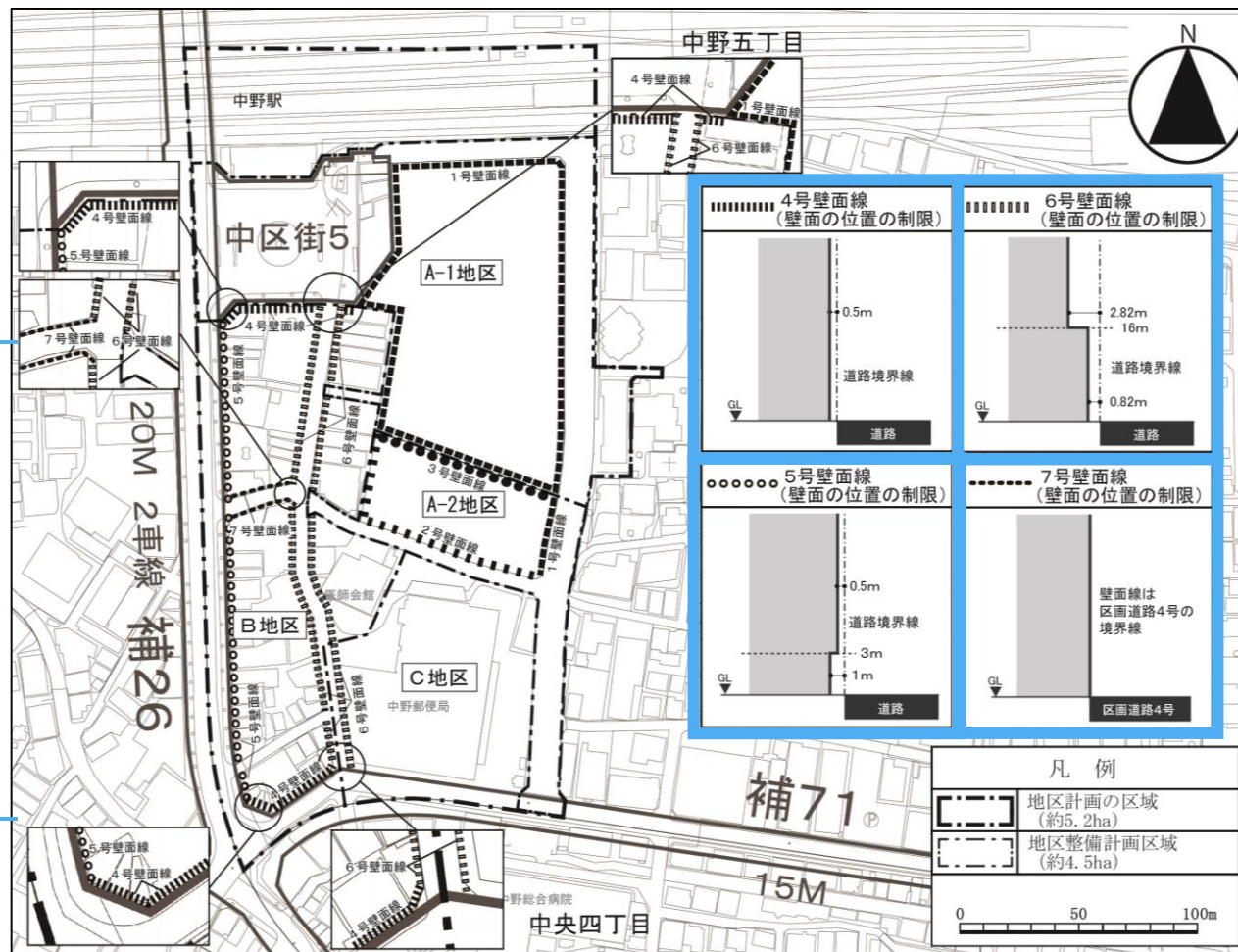
C地区

計画図6

建築物の壁面又はこれに代わる柱の面又はひさし（アーケードと機能を一体とし、歩行者の利便性に資するものを除く）、軒、出窓、バルコニー、ベランダ、からぼり等の建築物の各部分は、計画図6に示す壁面の位置を超えて建築することは出来ない。

ただし、敷地の形態上又は土地の利用上、区長がやむを得ないと認めたものについてはこの限りではない。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。



地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

壁面の位置の制限

A-1地区

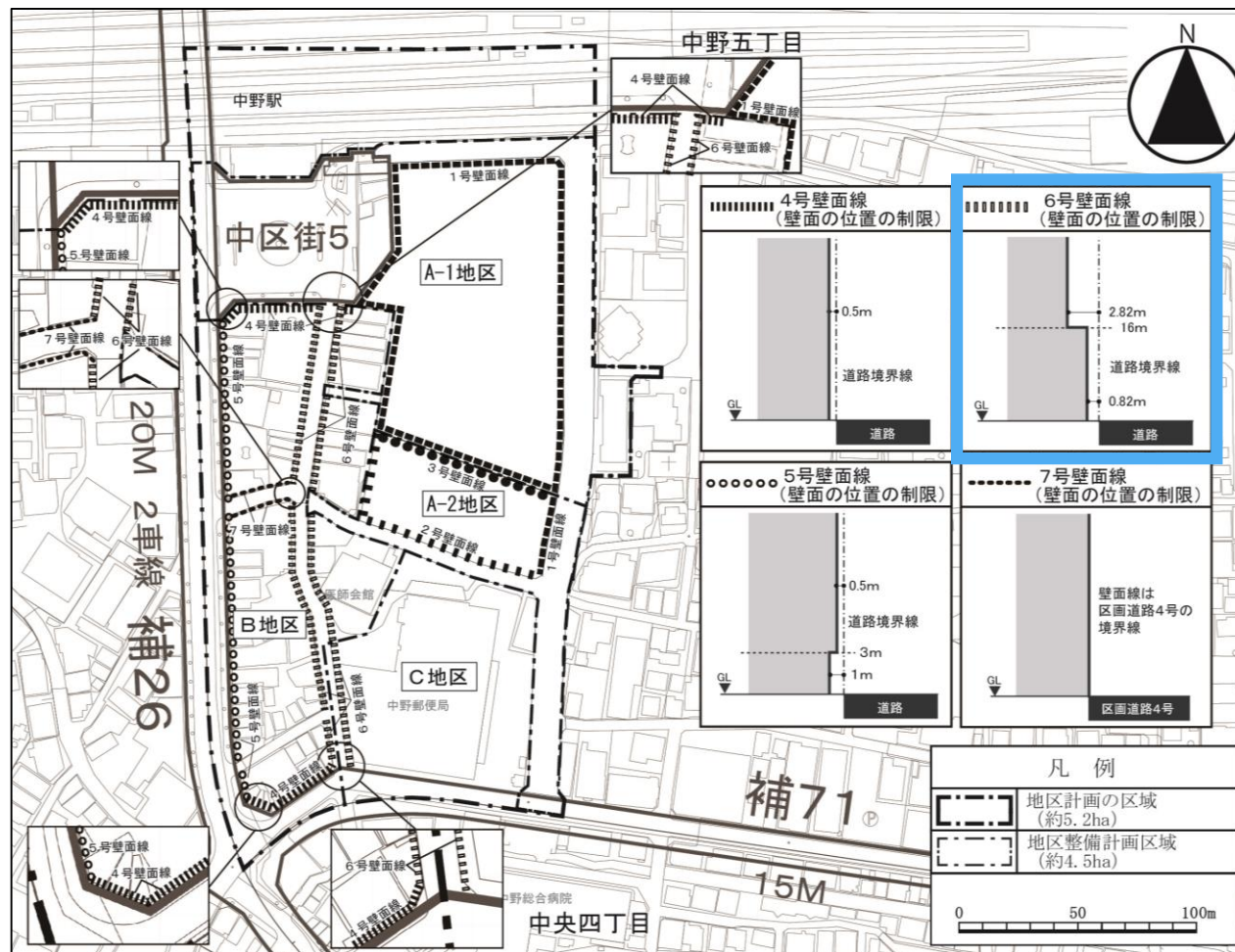
A-2地区

B地区

C地区

計画図6

建築物の壁面又はこれに代わる柱の面又はひさし、軒、出窓、バルコニー、ベランダ、からぼり等の建築物の各部分は、計画図6に示す壁面の位置を超えて建築することは出来ない。



※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

壁面後退区域における工作物の設置の制限

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、門、へい、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りではない。

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、門、へい、広告物、看板、自動販売機その他歩行者の通行の妨げになるような工作物を設置してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

1. 道路面から高さが2.5mを超える部分に設置する看板
2. 公益上必要なもの

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

地区整備計画 ■ 建築物等に関する事項

建築物等の高さの最高限度

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

建築物等の高さの最高限度は50mとする。

ただし、建築基準法第59条の2第1項（総合設計）の規定に基づき許可を受けた建築物については、その許可の範囲内において、上記限度を超えるものとしてすることができる。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

A-1地区

A-2地区

B地区

C地区

- 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。
- 2 屋外広告物は、街並みと調和のとれたものとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて適切に配慮がなされ、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。

※下線部は、現行の地区計画からの変更箇所を示しています。

3.今後の予定等について

中野駅南口地区地区計画変更の 案の縦覧・意見書の受付について

- 公告日
2022年12月8日(木)
- 縦覧期間
2022年12月8日(木)～2022年12月22日(木)
- 縦覧場所
中野区 都市基盤部 都市計画課
(中野区役所 9階2番窓口)
- 意見書の提出期限
2022年12月22日(木) 必着
- 意見書の提出先
【持参の場合】
中野区役所 9階2番窓口
都市基盤部 都市計画課

【郵送の場合】
〒164-8501
中野区 都市基盤部 都市計画課

今回 案の説明会

2022年
12月8日～12月22日

- ・ 案の公告・縦覧
- ・ 意見書の受付

都市計画法第17条第2項に規定する、住民及び利害関係人は、公告の日以降、案についての意見書(書式自由)を提出することができます。

2023年

1月 都市計画審議会(諮問)

3月 地区計画変更決定・告示